

酒税

東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書

収受印		整理番号	※
平成 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒	(電話)
国税庁長官 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	局 番
<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る確認を受けたいので、同法施行令第34条第2項の規定により関係書類を添付して申請します。</p> <p>対象となる酒類の製造場</p>			
1	製造場の所在地及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり	
2	製造場の所在地及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり	
3	製造場の所在地及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり	
【その他参考となるべき事項】			

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書

酒 税

順号__ 製造場名:																		
政令第三十四条第一項一号要件	施設の損害金額が価額の十分の五以上であるか																	
	施設の価額の合計①	千円																
	施設の損害金額の合計②	千円																
	保 険 金 等 ③	千円																
	損 害 割 合 ④	$\frac{\text{② (千円) - ③ (千円)}}{\text{① (千円)}} =$																
	該当の有無	④ ≥ 0.5 該 当 ・ 非 該 当																
	設備の損害金額が価額の十分の五以上であるか																	
	設 備 の 価 額 の 合 計 ⑤	千円																
	設 備 の 損 害 金 額 の 合 計 ⑥	千円																
	保 険 金 等 ⑦	千円																
損 害 割 合 ⑧	$\frac{\text{⑥ (千円) - ⑦ (千円)}}{\text{⑤ (千円)}} =$																	
該当の有無	⑧ ≥ 0.5 該 当 ・ 非 該 当																	
政令第三十四条第一項二号要件	清酒製造設備等の滅失・損壊により製造・貯蔵が困難となっているか																	
	滅失・損壊した清酒製造設備等																	
	製造・貯蔵への影響																	
	修 繕 等 区 分	修 繕 ・ 購 入 ・ その他 ()																
	修 繕 費 等 の 額 ⑨	円																
	5年間の軽減見込額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">計算式</td> <td style="padding: 5px;"> $\left[\begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平成22年度前3年度間における平均純課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200ℓを超える場合は200ℓ} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left[\begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right]$ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">清酒</td> <td style="padding: 5px;">$kl \times 120,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連続式蒸留 しょうちゅう</td> <td style="padding: 5px;">$kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">単式蒸留 しょうちゅう</td> <td style="padding: 5px;">$kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">果実酒</td> <td style="padding: 5px;">$kl \times 80,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合成清酒</td> <td style="padding: 5px;">$kl \times 100,000 \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発泡酒</td> <td style="padding: 5px;">$kl \times () \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合 計</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">⑩ 円</td> </tr> </table>	計算式	$\left[\begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平成22年度前3年度間における平均純課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200ℓを超える場合は200ℓ} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left[\begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right]$	清酒	$kl \times 120,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円	連続式蒸留 しょうちゅう	$kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円	単式蒸留 しょうちゅう	$kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円	果実酒	$kl \times 80,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円	合成清酒	$kl \times 100,000 \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円	発泡酒	$kl \times () \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円	合 計	⑩ 円
	計算式	$\left[\begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平成22年度前3年度間における平均純課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200ℓを超える場合は200ℓ} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left[\begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right]$																
	清酒	$kl \times 120,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円																
	連続式蒸留 しょうちゅう	$kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円																
	単式蒸留 しょうちゅう	$kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円																
果実酒	$kl \times 80,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円																	
合成清酒	$kl \times 100,000 \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円																	
発泡酒	$kl \times () \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} =$ 円																	
合 計	⑩ 円																	
該当の有無	設備の再取得有 又は ⑨ ≥ ⑩ 該 当 ・ 非 該 当																	
修繕・購入等完了(見込)年月日																		
平成__年__月__日																		

【記載要領】

《東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書関係》

- 1 この申請書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る確認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書及び関係書類は、甚大な被害を受けた酒類の製造場（2以上の酒類の製造場を有する場合には主たる酒類の製造場）の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 「対象となる酒類の製造場」欄には、すべての製造場を記載してください。
- 4 「被害の状況」欄には、製造場ごとに符番する順号を記載し、具体的な被害の状況は「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」及び「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書（次葉）」に記載してください。

《酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書関係》

- 1 「順号」欄及び「製造場名」欄には申請書に記載した順号及び製造場名を記載してください。
- 2 「政令第三十四条第一項第一号要件」欄には、明細書次葉を基に次の事項を記載してください。
 - ① 「施設（設備）の価額の合計①（⑤）」欄には、明細書次葉に記載した「施設等の価額」欄の合計額を記載してください。
 - ② 「施設（設備）の損害金額の合計②（⑥）」欄には、明細書次葉に記載した「損害金額」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「保険金等③（⑦）」欄には、明細書次葉に記載した「保険金等の額」欄の合計額を記載してください。
 - ④ 「損害割合④（⑧）」欄は、明細書次葉から記載した各合計額を基に、当該欄の数式に従いその割合を記載してください。
 - ⑤ 「該当の有無」欄は、「損害割合④（⑧）」が0.5以上であれば「該当」に、0.5未満であれば「非該当」に○を付してください。
- 3 「政令第三十四条第一項第二号要件」欄には、明細書次葉を基に次の事項を記載してください。
 - ① 「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄には、当該清酒製造設備等が滅失・損壊していることにより、製造・貯蔵が困難となっている主要な施設又は設備の名称を記載してください。
 - ② 「製造・貯蔵への影響」欄には、「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄に記載した主要な施設又は設備が滅失・損壊したことによる製造・貯蔵への影響を具体的に記載してください。
 - ③ 「修繕等区分」欄には、「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄に記載した主要な施設又は設備についてどのように復旧したか、修繕・購入・その他の区分に○を付してください。なお、その他のかっこ書きには、具体的な方法（例えば「他の製造者から無償の譲受け」）を記載してください。
 - ④ 「修繕費等の額⑨」欄には、明細書次葉に記載した「修繕費等」欄の額のうち、修繕費の額を記載してください。
 - ⑤ 「5年間の軽減見込額⑩」欄には、税額の軽減の適用を受ける品目に係る平成22年度の清酒等の純課税移出数量又は平成22年度前3年度間の平均純課税移出数量のいずれか少ない数量をもとに、震災特例法第43条の2の規定を適用した場合の5年間の軽減額の合計額のいずれか低い額を記載してください。

なお、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び発泡酒については、その異なる税率ごとに軽減税額を計算することとなりますので注意してください。
 - ⑥ 「該当の有無」欄には、主要設備の再取得があること又は「修繕費等の額⑨」が「5年間の軽減見込額⑩」以上であれば「該当」に、主要設備の再取得がなく、「修繕費等の額⑨」が「5年間の軽減見込額⑩」未満であれば「非該当」に○を付してください。

《酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書次葉関係》

1 次葉は、施設又は設備別に作成してください。なお、施設又は設備は、酒類の製造場において災害の発生前に酒類の製造又は貯蔵の用に供していた若しくは供することを予定していたすべての施設又は設備を記載してください。

なお、被害のない施設又は設備については、それについて一括して記載しても差し支えありません。

- 2 「施設又は設備の区分」欄には、施設か設備の区分を記載してください。
- 3 「施設・設備の名称」欄には、具体的な施設・設備名を記載してください。
- 4 「被害有無」欄には、その施設又は設備の被害の有無を記載してください。
- 5 「被害の程度」欄には、その施設又は設備の被害の程度を記載してください。
- 6 「被害の概要及び製造が困難となった理由」欄には、その施設又は設備の被害の状況を具体的に記載し、その被害により製造又は貯蔵がどのように困難となったのか理由を記載してください。
- 7 「取得年月日」欄には、その施設又は設備の取得年月日を記載してください。
- 8 「施設等の簿価」欄には、東日本大震災の直前の事業年度末の帳簿価額を記載してください。
- 9 「施設等の価額」欄には、要件の判定に当たり適用した施設又は設備の価額（帳簿価額または合理的な方法により算定した価額）を記載してください。
- 10 「損害金額」欄には、その施設又は設備の損害金額を記載してください。
- 11 「損害金額の算定方法」欄には、その施設又は設備の損害金額について、損害金額を算定した方法を具体的に記載してください。
- 12 「保険金等の額」欄には、東日本大震災による損害を事由として、その施設又は設備に対して支払を受けた又は支払を受ける見込みの保険金等の額を記載してください。
- 13 「修繕等区分」欄には、その施設又は設備について修繕等の区分を記載してください。なお、区分は次によります。

修繕	・その施設又は設備について、修繕を行った場合又は申請時には修繕が終了していないが、今後、修繕をする予定である場合
購入	・その施設又は設備の代替資産について、購入した場合又は申請時には購入が終了していないが、今後、購入をする予定である場合
その他	・その施設又は設備の修繕、購入に代えて、代替資産として他の酒類製造者等から施設又は設備を譲受けた場合 ・修繕、購入等の予定がない場合

14 「修繕費等」の欄には、修繕、購入等に要した額を記載してください。なお、申請時に修繕、購入等が終了していないが、今後、修繕、購入等をする予定である場合には、その見込み額を記載してください。

《添付書類》

申請書には、被害状況の分かる書類（罹災証明書）又は写真、要件の算定根拠となった書類（修繕費等の見積書等）等を添付してください。